

豊明市個人情報保護条例（平成16年豊明市条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するもの</u> <u>をいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p>

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 _____

_____に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(思想等に関する個人情報の保有の禁止)

第4条 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、あらかじめ豊明市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するために当該個人情報

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 (これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条第2号において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(要配慮個人情報 _____の保有の禁止)

第4条 実施機関は、要配慮個人情報 (本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。) _____については、保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、あらかじめ豊明市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するために当該要配慮個

_____が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用目的の明示)

第6条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁气的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第25条、第50条及び第61条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(個人情報取扱事務の登録)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人情報ファイルを使用して行う事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2～6 (略)

(保有個人情報の開示義務)

個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用目的の明示)

第6条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(個人情報取扱事務の登録)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人情報ファイルを使用して行う事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(7) (略)

(8) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(9) (略)

(10) (略)

2～6 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） _____又は開示請求者以外の

特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の

特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定

する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分であつて、開示することにより、当該公務員等の権利利益が不当に害されるおそれがないと認められるもの

(3)～(8) (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の提供先__への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定(前条第3項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) (略)

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定

する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分であつて、開示することにより、当該公務員等の権利利益が不当に害されるおそれがないと認められるもの

(3)～(8) (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の提供先等への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定(前条第3項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) (略)

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定

する情報照会者又は情報提供者_____ (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)

(利用停止請求権)

第36条 (略)

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第28条第1項各号に掲げる保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3・4 (略)

(罰則)

する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者 (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)

(利用停止請求権)

第36条 (略)

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第28条第1項各号に掲げる保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3・4 (略)

(罰則)

第59条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第59条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等_____により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120</p>	<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120</p>

号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) (略)

号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) (略)

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊明市条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は_____、支給認定保護者の提示する支給認定証_____</p> <p>_____</p> <p>_____によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて</u>、支給認定保護者の提示する支給認定証（<u>支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知</u>）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>

議案第71号参考資料

豊明市老人憩いの家条例（昭和50年3月27日）新旧対照表

現行	改正後（案）
（設置） 第2条 【別表 参照】	（設置） 第2条 【別表 参照】

【別表】

現行		改正後（案）	
名称	位置	名称	位置
敷田小規模老人憩いの家	豊明市間米町敷田1225番地3	敷田小規模老人憩いの家	豊明市間米町敷田1225番地3
館小規模老人憩いの家	豊明市栄町西大根30番地276	館小規模老人憩いの家	豊明市栄町西大根30番地276
唐竹小規模老人憩いの家	豊明市二村台5丁目1番地1	唐竹小規模老人憩いの家	豊明市二村台5丁目1番地1
上高根小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町住吉3番地	上高根小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町住吉3番地
西川小規模老人憩いの家	豊明市西川町善波1番地12	西川小規模老人憩いの家	豊明市西川町善波1番地12
徳田小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町徳田76番地	徳田小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町徳田76番地
三崎小規模老人憩いの家	豊明市三崎町社7番地13	三崎小規模老人憩いの家	豊明市三崎町社7番地
本郷小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町森元5番地2	桶狭間小規模老人憩いの家	豊明市栄町山ノ神22番地7
桶狭間小規模老人憩いの家	豊明市栄町山ノ神22番地7	阿野小規模老人憩いの家	豊明市阿野町林の内14番地
阿野小規模老人憩いの家	豊明市阿野町林の内14番地	小所小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町泉32番地
小所小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町泉32番地	宿小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町宿74番地

宿小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町宿74番地	中島小規模老人憩いの家	豊明市新田町森西13番地1
中島小規模老人憩いの家	豊明市新田町森西13番地1	吉池団地小規模老人憩いの家	豊明市新田町広長23番地28
吉池団地小規模老人憩いの家	豊明市新田町広長23番地28	大久伝小規模老人憩いの家	豊明市大久伝町南19番地7
大久伝小規模老人憩いの家	豊明市大久伝町南19番地7	前後小規模老人憩いの家	豊明市前後町宮前1504番地2
前後小規模老人憩いの家	豊明市前後町宮前1504番地2	下高根小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町下高根315番地2
下高根小規模いの家	豊明市沓掛町下高根315番地2	錦小規模老人憩いの家	豊明市新田町錦10番地31
錦小規模老人憩いの家	豊明市新田町錦10番地31	内山小規模老人憩いの家	豊明市栄町大原80番地6
内山小規模老人憩いの家	豊明市栄町大原80番地6	間米小規模老人憩いの家	豊明市間米町峠下62番地
間米小規模老人憩いの家	豊明市間米町峠下62番地	坂部小規模老人憩いの家	豊明市前後町鎗ヶ名1867番地
坂部小規模老人憩いの家	豊明市前後町鎗ヶ名1867番地	大脇小規模老人憩いの家	豊明市栄町大脇5番地
大脇小規模老人憩いの家	豊明市栄町大脇5番地	荒井小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町荒井8番地4
荒井小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町荒井8番地4	勅使小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町勅使8番地53
勅使小規模老人憩いの家	豊明市沓掛町勅使8番地5	八ツ屋小規模老人憩いの家	豊明市二村台1丁目14番地3
八ツ屋小規模老人憩いの家	豊明市二村台1丁目14番地3	横井小規模老人憩いの家	豊明市西川町横井4番地15
横井小規模老人憩いの家	豊明市西川町横井4番地15	荒巻小規模老人憩いの家	豊明市西川町荒巻2番地3
荒巻小規模老人憩いの家	豊明市西川町荒巻2番地3		